



4月に小・中学校へ入学する子どもの保護者の皆さんへ

問い合わせ 教委学校教育課 ☎229-3245 FAX229-3332 教委各教育事務所

小・中学校への入学手続き

4月に市立小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者の皆さんに、1月20日(金)付けで入学通知書を発送します。ただし、次のような場合は、教委学校教育課または各教育事務所にご連絡ください。

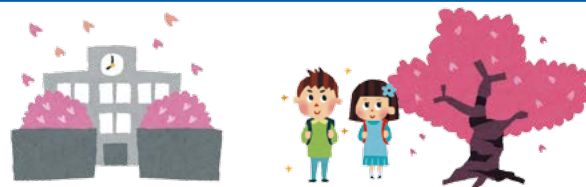
- 入学通知書が届かない
- 入学通知書の記載事項に誤りがある
- 就学指定校の変更許可を受けたい(下記参照)
- 入学通知書を受け取った後、転居などで入学校が変更になる

なお、国・私立の小・中学校に入学する場合は、入学通知書に合格通知書の写しを添付して同課または各教育事務所に届け出てください。

就学指定校の変更制度

市立小・中学校に入学する場合、居住する住所によって就学する学校(指定校)が決まっています。しかし、事情により指定校の変更を希望するときは、右表の「指定校変更を申し立てできる事由」に該当する場合に許可します。また指定校を変更した場合、その兄弟姉妹も同一の学校へ就学することができます。これらを希望するときは申請してください。指定校変更の許可には申し立てできる事由に加え、通学経路の安全が確保できることが必要です。

申し立てできる事由に応じて提出が必要な書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。



就学指定校変更のための許可基準

指定校変更を申し立てできる事由	許可期間
転居後も、これまで就学していた学校への就学を希望するとき	学年末まで
転居予定で、事前に転居予定先の学校への就学を希望するとき	原則として転居予定日前6カ月以内
住居の建て替えなどのために、一時的な居所から就学するとき	原則として6カ月以内
保護者がその就労などにより、昼間、児童を保護することができないため、預かり先の祖父母などの住所地の小学校への就学を希望するとき	事由が消滅するまで
教育委員会が指定校の変更を認めている区域内に住所地があるとき	卒業まで
身体的な事由、不登校の解消など教育上の事由、または特別な事由があるとき	事由が消滅するまで。または教育委員会が認める期間
住所地から指定校までの通学距離が2kmを超える場合において、通学距離が短縮できる小学校への就学を希望するとき ※転居・転入の児童、新1年生に適用	卒業まで(変更後の小学校区の中学校への就学もできます)



ぜひ、ご応募ください 白バラクイズ

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎229-3236 FAX229-3338



問題文の①～⑤にあてはまる適当な語句を下の語句の中から選んでください。

語句 公職選挙法、選挙期日、空白、30、40

問題文

選挙の投票日のことを正式には「選挙期日」といいます。

任期満了や議会の解散などにより選挙が必要になった場合、まずこの①が決定されます。任期満了による地方公共団体の議会議員の一般選挙または長の選挙は、原則として、その任期満了日の前②日以内に行うものとされ、地方公共団

体の議会の解散による一般選挙は、解散の日から③日以内に行うものとされています。

選挙期日は、議会や行政になるべく④をつくらぬよう、一定の期間内に設定することが選挙の種類ごとに⑤で定められています。

応募資格 市内に在住の人

応募方法 はがきで、答え、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、選挙管理委員会事務局(〒514-8611 住所不要)へ

締め切り 2月3日(金)消印有効

賞品 正解者20人に進呈 ※正解者多数の場合は抽選